

○ 国立大学法人山梨大学教育研究支援基金研究等支援事業取扱内規

制定 令和 2年11月27日

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人山梨大学教育研究支援基金管理運営規程（以下「規程」という。）第2条第1項第2号に掲げる事業について、個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の対象事業（以下「研究等支援事業」という。）として取扱うものとし、規程第2条第2項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「学生」とは、山梨大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院生をいう。ただし、第5条第1項第3号に掲げる「学生」は、大学院生に限る。

2 この内規において「不安定な雇用状態にある研究者」とは、博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得して博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を退学した者のうち本学に任期を定めて採用され、研究業務に従事しているもので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第1項に規定する教授、准教授、助教、助手又は同法第92条第2項に規定する講師に該当しないものをいう。

(研究等支援事業の目的)

第3条 研究等支援事業は、学生又は不安定な雇用状態にある研究者への研究等に対し支援を行うことを目的とし、研究への助成又は研究者としての能力向上のために要する費用の給付を行うものとする。

(寄附金の使途の特定)

第4条 研究等支援事業への寄附金の受入れに当たり、寄附者があらかじめ使途を特定しない場合においては、これを特定しなければならない。

2 前項に規定する寄附金は、研究等支援事業へ充てる。

3 前項の場合において、研究等支援事業に充当する目的と特定された寄附は、他の寄附金と区分して経理する。

(研究等支援事業の使途)

第5条 前条第2項に掲げる研究等支援事業は、次の各号の使途に充当するものをもって構成する。

(1) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業

(2) 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業

(3) 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

(寄附金の使途の変更の禁止)

第6条 研究等支援事業として使途が特定された寄附金の使途は、変更してはならない。

(情報公開)

第7条 次の各号に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧に供する。

- (1) 財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告書及び会計監査報告
- (2) 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規定
- (3) 寄附金に関する事項を記載する書類
- (4) 寄附金を充当する予定の具体的な事項の内容を記載した書類
- (5) 基金の名称、管理方法及び使途等を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類
- (6) 研究等支援事業への寄附金受入額及び支出額等の明細書

(書類の保存)

第8条 前条に掲げる書類の保存期間は、別に定めがあるものを除き、作成した日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年間とする。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、研究等支援事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年11月27日から施行する。